

令和7年11月21日

【文部科学省】

## 【概要書】

国立研究開発法人科学技術振興機構  
令和6年度特定公募型研究開発業務  
（大学発新産業創出基金事業）に  
関する報告書及び同報告書に付する  
文部科学大臣の意見

標記の報告書を衆議院議長に提出いたしました。

連絡先は省略。

## 令和6年度「特定公募型研究開発業務（大学発新産業創出基金事業）」 に関する国会報告の概要

（基金の執行状況及び管理状況）

- 大学等発スタートアップ創出力の強化に向けて、令和5年4月4日より大学発新産業創出基金事業を発足し、運営を開始。さらに、事業を的確かつ効果的に推進するため、事業全体を統括するガバニングボードを設置し、令和6年度においては、会合を4回開催し、本事業の基本方針の策定や事業全体の設計を実施。
- 基本方針に基づき、以下の3つの主要プログラムを設計し、令和5年度より公募、選考及び採択を実施。
  - ・ ディープテック・スタートアップ国際展開プログラム
  - ・ スタートアップ・エコシステム共創プログラム（各地域へのプラットフォームの構築等）  
（各地域に構築したプラットフォームが連携する「全国ネットワーク構築支援」を令和6年度より新たに実施）
  - ・ 早暁プログラム  
（事業化人材の育成・確保による大学等の研究開発成果の事業化の促進を令和6年度より新たに実施）（上述に加えて、プロジェクト推進型起業実証支援プログラム及び可能性検証プログラムを実施。）
- 基金の残高 894 億円（令和6年度末現在）は令和7年度以降の業務に充当予定。

（文部科学大臣の意見の概要）

- 透明性・公正性に十分留意したものであり、適正であったと認められる。
- 文部科学省等と調整を図りつつ、事業全体の制度設計から公募・選考・採択を行うなど着実に事業運営を実施。
- 事業の着実な実施を図るため、引き続きガバニングボードの助言を得ながら、エコシステム形成に向けた支援や推進体制の整備が行われることを期待。
- 基金の管理については、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第27条の2第3項の規定により読み替えて準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第47条の規定に基づき、安全性の確保を最優先に、収益性の向上にも配慮した適切な運用が図られた。